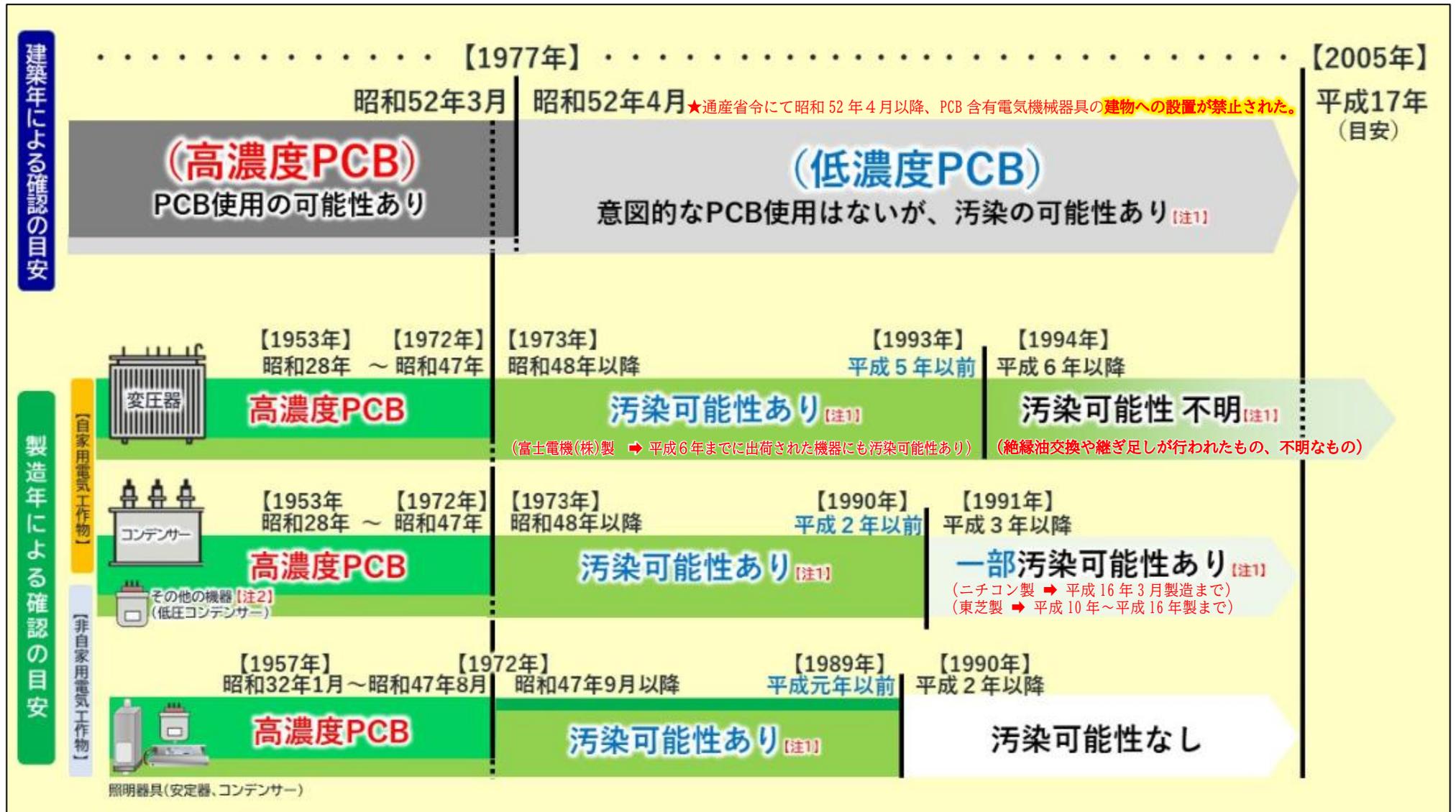


確認の目安（イメージ）

※下図は令和7年10月現在の情報を元にしたイメージです。古い電気機器類を廃棄する際には、都度、メーカーに問い合わせる必要があり、PCB含有の有無を確認する必要があります。



【注1】汚染されている可能性がある機器は、メーカーへの問い合わせや濃度分析等によりPCB含有の有無(PCB濃度区分等)を確認する必要があります。

【注2】特に、昭和55年までに製造・販売されたX線装置・溶接機・昇降機(エレベーター、エスカレーター)制御盤には**高濃度PCB**を含むコンデンサーが使用されている可能性があります。特に、平成3年以前に製造されたX線装置、平成16年以前に製造された溶接機、平成17年(目安)に製造された昇降機(エレベーター、エスカレーター)には、**微量PCB**を含むコンデンサーが使用されている可能性があります。

Q. どこ(なに)を、確認したらいいの？

A. キュービクル・照明器具設置個所・倉庫等(使用又は保管している電機工作物)をご確認ください。(取り外されたものや汚染物が、残されている場合があります。)

水銀灯器具(安定器)
(道路用・高天井用)



※壁に設置されている場合があります。

蛍光灯器具(安定器※)・電機工作物(コンデンサー)
(事務所、車庫、倉庫、工場など)



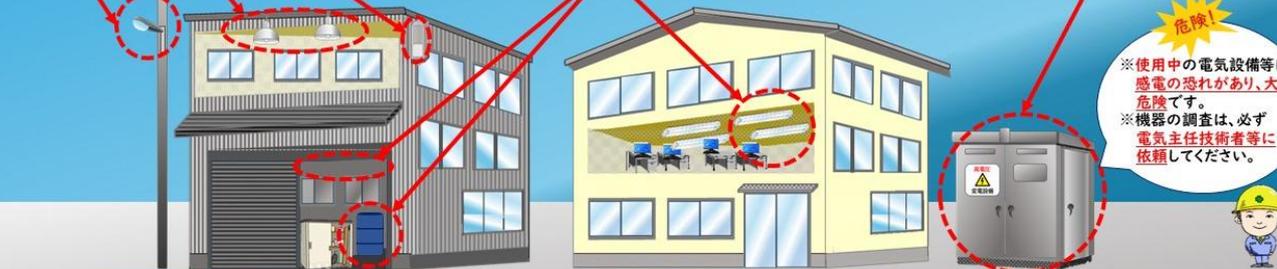
※コンデンサーが外付け(別置き)されている場合があります。

- ・X線装置・エレベーター・分電盤等
- ・工作機器・カーリフト等・溶接機
- ・コンプレッサー・乾燥機・揚水ポンプ
- ・モーター・冷蔵設備
- などに取り付けられています。

変圧器・コンデンサー・汚染物など
(キュービクル、倉庫など)



※取り外されたものや汚染物が、残されている場合があります。



屋外照明

倉庫・車庫・工場

建物(事務所・店舗など)
※建物の一室を事業用に利用している場合なども確認が必要です。

キュービクル
高圧変電設備

危険!

※使用中の電気設備等は感電の恐れがあり、大変危険です。
※機器の調査は、必ず電気主任技術者等に依頼してください。



【安定器・コンデンサーの事例】



※いろいろな形のコンデンサー

